

町独自の住宅再建支援事業

4月1日から申請受け付け開始

町では、東日本大震災で住宅を失い、町内で住宅を再建する世帯を対象に、下記のとおり町独自の支援事業を行

います。平成23年3月11日以降、すでに住宅を建設または購入している世帯も対象となりますので、どうぞご利用ください。なお、このほかにも町独自の支援事業がありますので、詳細が決まり次第お知らせします。

◆申請先・問い合わせ 町健康福祉課福祉チーム（7番窓口 ☎82-3111内線148）へどうぞ。

◆事業の概要

区分	山田町被災者住宅再建支援事業（町県共同補助金）	山田町住宅自力再建者支援事業															
事業内容	東日本大震災により、居住していた住宅が全壊または解体され、新たに町内に住宅を建設または購入する世帯に費用の一部を補助する事業です。 4月1日から補助金に町独自の加算を行い、補助額を増額します。 ※県内他市町村に住宅を建設・購入する方は、住宅の所在する市町村での申請手続きとなります。	東日本大震災により被災し、町内に自力で住宅を再建する方のうち、次のいずれかの項目に該当する世帯に費用の一部を補助する事業です。 ①町の復興事業の対象とならず現地再建を行う方 ②早期の住宅再建のために、町の復興事業によらないで自力で町内の安全な場所に住宅再建を行う方															
対象世帯	次のすべてに該当する世帯 ①被災者生活再建支援金（国）の基礎支援金（複数世帯100万円、単数世帯75万円）を受給していること ②被災者生活再建支援金（国）の加算支援金（住宅の建設・購入において複数世帯200万円、単数世帯150万円）を受給していること ③建設または購入した住宅に居住（住民登録）していること（応急仮設住宅入居者については、これに加えて応急仮設住宅を退去または「応急仮設住宅退去届」を提出していること）	次のすべてに該当する世帯 ①東日本大震災で被災し、住宅が全壊または半壊した住宅を解体していること ②平成23年3月11日以降に町内に自らが居住することを目的として住宅を建設または購入していること ③山田町被災者住宅再建支援事業補助金（町県共同補助金）の交付決定を受けていること ④納期の到来した町税などを滞納していないこと															
補助額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行 (3月31日まで)</th> <th>改正後 (4月1日から)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	現行 (3月31日まで)	改正後 (4月1日から)	複数世帯	100万円	200万円	単数世帯	75万円	150万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自力再建の方法</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地を購入し住宅を新築、または土地を含む新築の戸建て住宅を購入し単独移転</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>・自己所有の土地、借地または贈与された土地に住宅を新築し単独移転 ・土地を含む中古の戸建て住宅（購入価格税込み400万円以上）を購入し単独移転 ・現地再建区域の従前の土地に住宅を新築（被災地復旧支援事業の受給者でないこと）</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建物1棟に対する補助になります。</p>	自力再建の方法	補助額	土地を購入し住宅を新築、または土地を含む新築の戸建て住宅を購入し単独移転	100万円	・自己所有の土地、借地または贈与された土地に住宅を新築し単独移転 ・土地を含む中古の戸建て住宅（購入価格税込み400万円以上）を購入し単独移転 ・現地再建区域の従前の土地に住宅を新築（被災地復旧支援事業の受給者でないこと）	50万円
区分	現行 (3月31日まで)	改正後 (4月1日から)															
複数世帯	100万円	200万円															
単数世帯	75万円	150万円															
自力再建の方法	補助額																
土地を購入し住宅を新築、または土地を含む新築の戸建て住宅を購入し単独移転	100万円																
・自己所有の土地、借地または贈与された土地に住宅を新築し単独移転 ・土地を含む中古の戸建て住宅（購入価格税込み400万円以上）を購入し単独移転 ・現地再建区域の従前の土地に住宅を新築（被災地復旧支援事業の受給者でないこと）	50万円																
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金（国）の加算支援金（建設・購入）申請書に添付したものと同一契約書の写し 被災者生活再建支援金（国）の支給通知書の写し 預金通帳の写し 住宅の建設・購入が確認できる書類（検査済証、登記簿謄本などの写し） 印鑑 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の建設・購入に係る契約書の写し 土地の購入・賃貸借に係る契約書の写し 住宅、土地の取得価格が確認できる領収書の写し 住宅の建設・購入が確認できる書類（検査済証、登記簿謄本などの写し） 印鑑 <p>※山田町被災者住宅再建支援事業（町県共同補助金）で提出している書類は省略できます。</p>															
申請方法	必要書類をそろえて、町健康福祉課7番窓口で申請手続きを行ってください。 なお、すでに改正前の補助金を受給している世帯には、後日、補助金（増額分）の申請書を送付します。	必要書類をそろえて、4月1日以降に町健康福祉課7番窓口で申請手続きを行ってください。 なお、すでに山田町被災者住宅再建支援事業補助金（町県共同補助金）を受給している世帯には、後日、申請書を送付します。															
申請期限	平成29年3月31日	平成30年3月31日															